

No	Q	対象		区分					A	
		建築主等	近隣住民	制度全般	標識	説明(説明会)	説明(戸別)	報告		工事中 工事後
1	工事に着手後、早朝から工事が始まったり、夜遅くまで工事していることがあるが、事前に説明されている工事の時間と違うため改善を要望してよいか。		○						○	事前説明と相違する場合、近隣住民から直接建築主等に問い合わせることや改善の要望を伝えることは支障ありません。また、建築指導課に相談・情報提供をしていただければ、事実確認の上、建築主等に対し厳重に注意します。なお、改善が見込まれない場合は、市から労働基準監督署などの関係官庁に情報提供を行い、建築主等に対し工事管理が適切に行われるよう指導します。
2	工事の関係車両が頻繁に路上駐車しているため、近隣住民の歩行が危険な状況となっているが改善できないか。		○						○	近隣住民から直接建築主等に問い合わせることや改善の要望を伝えることは支障ありません。また、建築指導課に相談・情報提供をしていただければ、事実確認の上、建築主等に対し安全対策について指導します。なお、改善が見込まれない場合は、市から道路管理者などの関係官庁に情報提供を行い、建築主等に対し安全対策が適切に行われるよう併せて指導を行います。
3	既存建築物や基礎工事の騒音が酷いが改善してもらえないか。		○						○	事前説明と相違する場合、近隣住民から直接建築主等に問い合わせることや改善の要望を伝えることは支障ありません。また、建築指導課に相談・情報提供をしていただければ、事実確認の上、建築主等に対し適切に指導を行います。なお、杭工事などの特定の大型機械を用いる特定建設作業については、騒音や振動の基準のほか、作業時間が法律で規定されています。
4	クレーンによる高所作業において、隣接する住宅地の上空を巡回しているが当初の説明になかった。近隣住民に説明が必要ではないか。		○						○	事前説明と相違する場合や説明がなかった作業について、近隣住民から直接建築主等に問い合わせることや改善の要望を伝えることは支障ありません。また、建築指導課に相談・情報提供をしていただければ、事実確認の上、建築主等に対し厳重に注意します。
5	新しく完成したアパートの入居者が、地域に設置しているゴミの集積所のルールを守ってくれない場合はどうしたらよいか。		○						○	共同住宅などで25世帯以上の住居がある建築物は、ごみ集積場所の設置などについて、市の担当窓口（環境部資源循環推進課）と事前に協議するよう建築主等に指導しています。また、25世帯未満（※）の場合であっても、入居者が地域のゴミ集積所を利用することで集積所の負荷が増すことが想定されることから、このことも含め地域のルールを確認する必要性から、事前に町内会長などに戸別説明を行うよう建築主等に対し推奨していますが、戸別説明がなかった場合は、周辺住民として説明を求めるようお願いします。なお、竣工後については、建築主や建築主が委託する管理会社に相談するなどの対応をお願いします。※条例の対象は、10戸以上または建物高さが10m以上の建築物となります。

No	Q	対象		区分						A
		建築主等	近隣住民	制度全般	標識	説明(説明会)	説明(戸別)	報告	工事中 工事後	
6	工事の着手後に、建物高さや延べ床面積の変更があったが再度近隣住民に説明が必要か。	○							○	建物高さや延べ床面積など計画建物の概要や工事の期間などの変更は、原則再度説明が必要となります。 なお、再度説明を必要しないと判断される場合もあることから、軽微な変更については、その都度建築指導課に相談するようお願いします。